

全国川ごみネットワークを設立しました ～ごみの無い川と海を取り戻したい～

川は私たちの身近なところにあり、多くの人々に親しまれ、私たちはその恵みを楽しんできました。ところが、私たちの身近な生活と密接に関わるプラスチック製品などが川へ流れ出し、いまでは川や海の生態系への悪影響が懸念される事態に至っています。私たちはごみを拾うだけでなく、共に手をとって美しい川や海を取り戻すために行動すべき時期がきている、大人の責務ではないかと考えました。

そして2015年8月7日、有志によって「全国川ごみネットワーク」を設立しました。全国の仲間を増やし、情報交換、連携活動等に取り組み、美しい川や海を取り戻していくことを目指します。

全国川ごみネットワーク 理事・監事

亀山 久雄(ふるさと清掃運動会実行委員会)／座長
菅谷輝美(新河岸川水系水環境連絡会)／監事
伊藤浩子(NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム)
金子 博(NPO 法人パートナーシップオフィス、一般社団法人 JEAN)
佐藤正兵(NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム)
佐山公一(全国水環境マップ実行委員会)
柴田洋雄(美しい山形・最上川フォーラム)
早田和仙(NPO 法人プロジェクト保津川)

全国川ごみネットワーク 団体概要

- 【目的】 川ごみ問題の解決に向けた情報交換と協働による諸活動を行い、川の環境を保全することを目指す
- 【活動内容】 シンポジウム、情報交換、啓発・環境教育活動、連携活動、情報発信等
2016年1月に「川ごみサミット」開催予定。その他モデル調査等実施計画中
- 【年会費】 年会費 2,000円 以上(団体・個人とも)
※会員の皆さまは、会員専用メーリングリストで情報交換をいたします。
- 事務局●
全国川ごみネットワーク事務局(NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム内)
Tel: 03-3654-7240 / Fax: 03-3654-7256 Eメール: kawagomi@cleanaid.jp



河川敷への不法投棄
ポイ捨て等による川への流出

(NPO 法人パートナーシップオフィス)



ダム施設等への機能障害

(NPO 法人パートナーシップオフィス)



河口部への堆積
他地域、他国の海岸への漂着

(NPO 法人パートナーシップオフィス)



北太平洋ミッドウェイ環礁のコアホウドリ
プラスチックごみによる生物被害

(一般社団法人 JEAN)

河川流域と一体となった海洋ごみ対策の促進に向けて

2015/08/28 JEAN 金子

【現況】

2009年[海岸漂着物処理推進法]の制定以降、回収・処理対策は概ね進展している

回収・処理対策の継続、漂流・海底ごみへの対応に加え、普及啓発・発生抑制への展開が今後の焦点に

河川流域と一体となった取組み態勢の構築が重要 <<海岸漂着物処理推進法 第5,7,12,16,25,29条>>

2015年 G7 エルマウ・サミット首脳宣言 及び 海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画 の採択



- ・海洋ごみの多くが陸域起因であり、全国の河川流域における「普及啓発・発生抑制対策」は重要
- ・法律制定から5年を経て、河川流域と一体となった取組みを川と海の民間団体が連携して「普及啓発・発生抑制対策」を展開できる環境が整ってきた

⇒河川協力団体、海岸協力団体などの新たな官民協働の制度が創設。

従前からの「身近は水環境の全国一斉調査」、新たに設立した「全国川ごみネットワーク」との連携

深刻化するプラスチックごみによる海洋汚染への対応は急務

河川流域と一体となった海洋ごみ対策の促進に向けて

2015(平成 27)年 8 月 15 日 KANEKO

【現況】

[海岸漂着物処理推進法] の制定以降、回収・処理対策は概ね進展している

回収・処理対策の継続、漂流・海底ごみへの対応に加え、普及啓発・発生抑制への展開が今後の焦点に

河川流域と一体となった取組み態勢の構築が重要 <<海岸漂着物処理推進法 第 5,7,12,16,25,29 条>>

2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言 及び 海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画 の採択



- ・海洋ごみの多くが陸域起因であり、全国の河川流域における「普及啓発・発生抑制対策」は重要
 - ・法律制定から5年を経て、河川流域と一体となった取組みを川と海の民間団体が連携して「普及啓発・発生抑制対策」を展開できる環境が整ってきた
- ⇒河川協力団体、海岸協力団体などの新たな官民協働の制度が創設。
- 従前からの「身近は水環境の全国一斉調査」、新たに設立した「川ごみネットワーク」との連携

深刻化するプラスチックごみによる海洋汚染への対応は急務
(海洋国家として、日本の役割はより重要になってくる)

【日本から流出したごみは北太平洋一帯に拡散、漂着している】

例えば、広島県で使用されているカキの養殖用パイプ管はハワイ島の海岸にも堆積したり、ミッドウェイ環礁では生息するコアホウドリの死亡の一因にもなっている。

↓ ハワイ島の海岸



↓ 5メートルの海岸の中にあつたパイプ管



コアホウドリのヒナの死骸 ⇒



3羽のヒナの死骸に入っていたプラスチックごみ ⇒



【回収処理対策の成果】



【普及啓発・発生抑制の重要性】

漂流、漂着、海底ごみの多くは、

- ・川を經由して海に流出する生活や農業系のごみ
- ・加えて、漁業・水産業に伴う漁網や漁具等



余白

モデル流域における川ごみ削減対策の検討

- ◎海岸漂着物処理推進法/第5条、第7条、第12条、第24条、第25条、第26条、第29条
- ◎2015G7 エルマウ・サミット/海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画

【経緯】第1回川ごみサミット宣言 (2015/1/24)

- 第1 課題の共有と目標の設定
解決に向けた話し合いの「場」を持ち、維持(事務局の設置)する。
- 第2 解決に向けた方策の検討・立案
役割分担とスケジュールを共有する。
河川の流域特性毎に行動プログラムを立案する。
- 第3 行動プログラムの実行と社会的制度の整備・構築
河川協力団体制度等を活用し、全国の河川流域において行動プログラムを実施する。

解決に向けた方策の検討・立案

- 1級河川の中からモデル的な取り組みに適した河川(流域)を選定
- 環境省「海岸漂着物地域対策推進事業」予算を活用して、都道府県と連携して取り組む
- 目標を明確(数値目標の設定)にした対策を検討する(行動プログラムの立案)

目標設定; (例)5年間で半減

実施期間; 2017(平成29)年度～

実施態勢; 国/国土交通省(地方整備局)、環境省(地方環境事務所)、農林水産省(地方農政局)
都道府県及び市町村/(当該河川流域)
河川協力団体全国協議会、全国水環境マップ実行委員会、全国川ごみネットワーク

実態把握; 複数のモニタリング手法を活用

- ◎目標値の設定(水辺の散乱ゴミの指標評価手法)
- ◎実態把握(ICC、水辺のごみ調査、ピリカなど)
- ◎要因推定(プロジェクト保津川ごみマップ)
- ◎発信(ゴミ拾いアプリ・ピリカなど)

モデル流域における川ごみ削減対策の検討 — モニタリングについて —

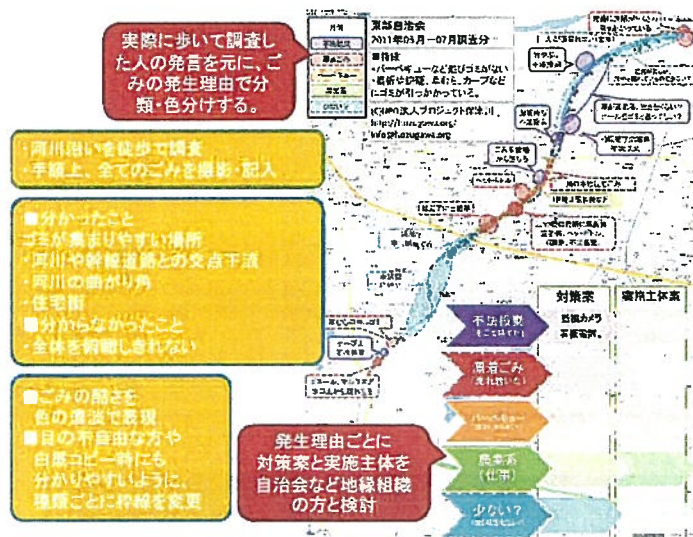
目標値の設定

(水辺の散乱ゴミの指標評価手法)

- ・回収処理/発生抑制等対策の効果の評価
- ・重点的な対策区域の視覚化

要因推定

(プロジェクト保津川ごみマップ)



実態把握

(ICC 調査)

調査品目; 発生領域毎の詳細
 調査対象; 用水路、湖沼、河川敷、海岸など
 調査結果の活用;

- ・散乱ごみの傾向、原因分析
- ・対策の検討における基礎データ
- ・世界比較データ

(水辺のごみ調査)

調査品目; 飲料ペットボトル、レジ袋、カップ型飲料容器
 調査対象; 街なか、用水路、湖沼、河川敷、海岸など
 調査結果の活用;

- ・土地利用、散乱場所区分における比較検討
- ・対策の検討における基礎データ
- ・生産(消費)量と散乱量の相関性

発信

(ゴミ拾いアプリ・ピリカなど)